

## 障がい者スポーツ指導員資格取得費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、障がい者スポーツ指導員の育成を図り、もって市の障がい者スポーツの振興に資することを目的に、障がい者スポーツ指導員の資格取得に要する経費（以下「指導員資格取得費」という。）を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (指導員資格取得費の対象者)

第2条 指導員資格取得費の対象者は、市内に在住する者のうち、初級、中級又は上級の障がい者スポーツ指導員の資格を新たに取得し、登録証等資格を有することを証するものの交付を受けた者とする。

2 前項の規定による対象者は、原則市が主催等する障がい者スポーツ大会で別に定めるものの運営に携わることに努めるものとする。

### (対象経費及び補助額)

第3条 指導員資格取得費は、取得に必要な直接経費で、必須科目の受講料、教材費、申請・認定料及び登録料（ただし、登録料は初回分に限り）とする。

2 指導員資格取得費の額は、前条の対象経費の全額とする。ただし、他の制度により補助金その他の助成金（以下この項において「他制度補助金」という。）の交付を受ける場合は、対象経費の全額から他制度補助金の額を減じた額を補助金の額とする。

### (交付申請)

第4条 指導員資格取得費の交付を受けようとする者は、あらかじめ指導員資格取得費交付申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

### (交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、内容を審査の上、交付の可否を決定し、指導員資格取得費交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

### (実績報告等)

第6条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、指導員資格を取得した後は、速やかに取得報告書（第3号様式）及び資格取得の事実を証する書類を提出しなければならない。

2 松山市補助金等交付規則（昭和44年規則第6号）第8条ただし書の規定により、この要綱に基づく補助金については、同条第1号及び第2号に掲げる書類の提出を要しないものとする。

### (交付時期)

第7条 指導員資格取得費は、市長が前条第1項の規定による報告書及び関係書類を確認した後に交付する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 付 則

この要綱は、平30年4月1日から施行する。

障がい者スポーツ指導員資格取得費補助金交付要綱第2条第2項の別に定めるものについて

障がい者スポーツ指導員資格取得費補助金交付要綱第2条第2項の別に定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 松山市長杯障がい者ソフトボール大会
- (2) 松山市長杯障がい者卓球大会
- (3) 松山市障害者ふれあいスポーツ大会

付 則

この定めは、平30年4月1日から施行する。